

船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年7月6日 06時30分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛 ^{かつなん} 南区江戸川河口南南東方沖 浦安沖灯標から真方位036° 4.5海里付近 (概位 北緯35° 40.4' 東経139° 56.9')
インシデントの概要	砂利運搬船第七十八 ^{しんこう} 伸光丸は、東南東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年7月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第七十八伸光丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141258、伸光産業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約202cm
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、残土約1,540tを積載し、船首約3.80m、船尾約4.88mの喫水により、船長が、約6ノットの対地速力で手動操舵により東進中、江戸川南南東方の水路（以下「本件水路」という。）内で浚渫工事（以下「本件工事」という。）に従事する東側境界を示す赤色灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）付近のクレーン船及び西側境界を示す千葉港市川第9号仮設灯浮標付近のグラブ浚渫船を認めた。</p> <p>本船は、船長が、本件水路の幅が狭められていたので、満潮で潮位が高くなっており、本件水路を外れて航行しても支障はないと思い、本件灯浮標の北東方沖を航行することとし、本件灯浮標の北方に向けて右転して東南東進中、本件灯浮標北方の浅所に進入したところ、滑るようにゆっくり停止した。</p> <p>本件工事は、三管区水路通報（2019年626項）で、千葉港葛南区においてグラブ浚渫船等による堀下げ作業等が実施される旨の情報が公表されていた。</p>
分析	本船は、東南東進中、船長が、本件水路の幅が狭められていた状況下、本件水路を外れても満潮で潮位が高くなっており、航行に支障はないと思い、本件灯浮標北方の浅所に進入したことから、同浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が東南東進中、船長が、本件水路を外れても満潮で潮位が高くなっており、航行に支障はないと思い、本件灯浮

	標北方の浅所に進入したため、同浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工事区域においても、可能な限り減速して航路標識に従って航行すること。・ 船長は、万一、水路を外れて航行する際に備え、事前に航行予定海域付近も含め、水深の状況を把握しておくこと。